砂第２１８－８号
令和８年１０月２７日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会長　様

群馬県県土整備部砂防課長　筑井　久也

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

このことについて、同法第７条第６項及び第９条第８項の規定に基づき、平成３１年４月１６日群馬県告示第１０１号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第７条第１項及び第９条第１項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。併せて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第３５条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

１　指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告示番号等
神流町	２６１	２２５	令和８年１０月２３日 群馬県告示第２３４号

２　指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告示番号等
神流町	２６１	２２６	令和８年１０月２３日 群馬県告示第２３５号

３　公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

（１）群馬県報（令和８年１０月２３日群馬県告示第２３４号及び第２３５号）

ﾄｯﾌﾟﾍﾟｰｼﾞ>県政情報･DX･県の計画>例規･統計･行政手続>群馬県法規、群馬県報、現代群馬県政史のことなら>群馬県報

https://www.pref.gunma.jp/page/777163.html

（２）土砂災害警戒区域等指定図面（神流町）

ﾄｯﾌﾟﾍﾟｰｼﾞ>しごと･産業･農林･土木>社会基盤>土砂災害対策のことなら>土砂災害警戒区域等

https://www.pref.gunma.jp/page/11295.html

４　規制の概要

（１）土砂災害防止法第１０条による特定開発行為の規制
（２）都市計画法第３３条第１項第８号による開発行為の制限
（３）建築基準法第２０条（施行令第８０条の３）による建築物の構造規制
（４）宅地建物取引業法第３５条による重要事項の説明

事務担当：砂防管理係　津田
電　　話：027-226-3631